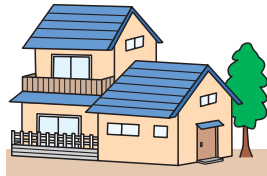


耐震化が特に重要な建築物

■昭和56年以前に建てられた以下の建築物は、耐震化を行うことが重要です。

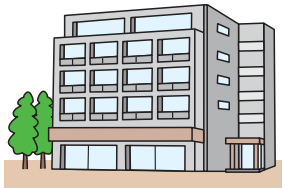
木造住宅

- ・一般木造住宅
- ・京町家
(昭和25年以前の木造住宅)



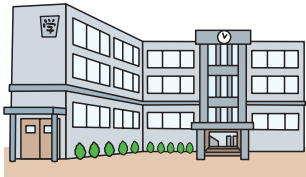
木造以外の住宅

- ・鉄骨造の戸建住宅
- ・鉄筋コンクリート造の戸建住宅
- ・集合住宅



多数の者が利用する建築物

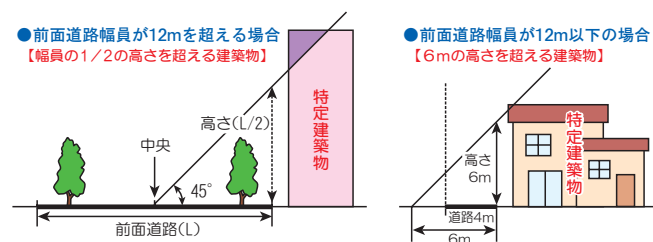
- ・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームなど



特定建築物

以下の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、「耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない」とされています。

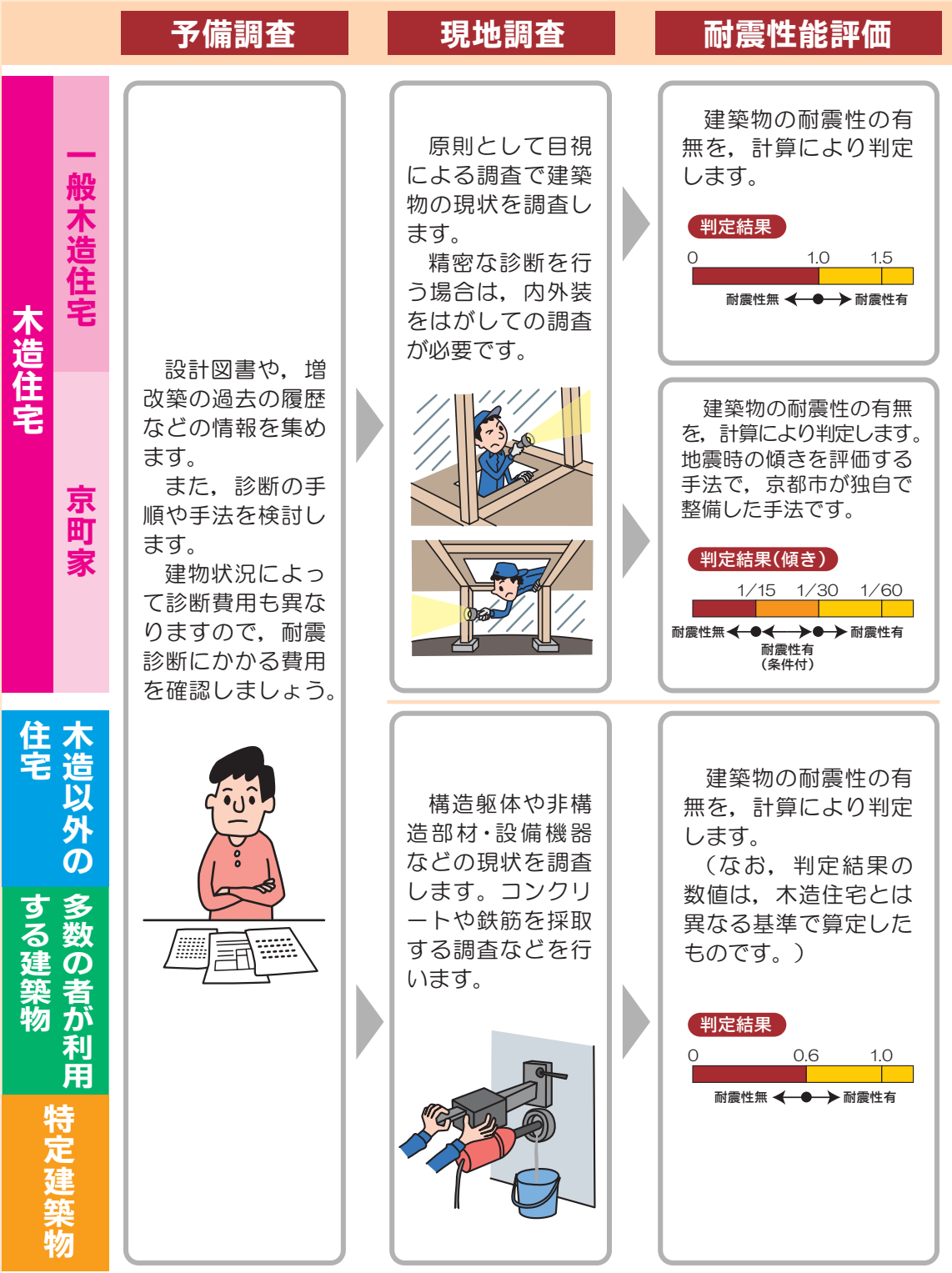
- ・2階以上かつ500㎡以上の幼稚園・保育園
- ・2階以上かつ1,000㎡以上の老人ホームなど
- ・1,000㎡以上の一般の体育館
- ・3階以上かつ1,000㎡以上の多数の者が利用する建築物
- ・火薬類、石油類その他危険物を取り扱う建築物
- ・倒壊した場合に、緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物（下図参照）



第1ステップ 《耐震診断》

■耐震診断で建物の弱点を知りましょう！！
～専門家が総合的に判断します～

一級建築士などの専門家に依頼して、建築物に、どのくらいの耐震性能があるか、どこが弱点なのかを診断します。耐震診断の手順は以下の通りです。
また、耐震診断の際、市に診断士の派遣制度や、費用の助成制度もありますので、ぜひ活用しましょう。



第2ステップ 《耐震改修計画》

■専門家と相談しながら、耐震補強の方法、費用や改修内容を検討しましょう！

耐震診断の結果を基に、建築物の耐震補強の方法を検討します。
最も有効な改修を実現するために、専門家と十分に相談をして進めていきましょう。

■耐震改修設計では、次のようなことに気をつけましょう！

- ①どの程度まで補強するのかを決めましょう！
専門家と相談のうえ、工事費用を考慮しながら改修方法や、どの程度まで補強するのかを決めましょう。また、改修後の診断や改修費用の見積りを依頼しましょう。
- ②助成制度や税金の控除があるので活用しましょう！
改修内容によっては、市の助成制度や、税金の控除などを受けられる場合がありますので、この時点で利用できるかどうかを確認しましょう。
- ③工事中の対策を考えておきましょう！
工事期間中は建築物を利用できない場合もあり、入居者などに不便をかける可能性があります。
建築物を使用しながら工事が可能な工法もありますので、入居者とも相談のうえ工事方法を検討しましょう。
- ④リフォームやリニューアルと同時に検討しましょう！
建築物のリフォームやリニューアルは、耐震改修を行う絶好の機会です。
耐震改修工事と同時に行うことで、費用を大幅に節約できます。ぜひ検討しましょう。

■耐震改修計画の認定

耐震改修促進法に基づき、所定の耐震性能に達した耐震改修計画は、必要な図書を添えて、京都市へ認定を申請できます。
計画が認定されると、建築確認手続きや既存不適格建築物の制限の緩和など、建築基準法の規定の特例を受けることができます。